

平成十一年法律第十八号
中小企業等経営強化法

目次

第二章 総則（第一条—第三条）	新たに設立された企業の事業活動の促進
第一節 新規中小企業の事業活動の促進	新規中小企業の事業活動の促進（第四条—第七条）
第二節 社外高度人材活用新事業分野開拓	社外高度人材活用新事業分野開拓（第八条—第十三条）
第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上	中小企業等の経営革新及び経営力向上（第十四条・第十五条）
第四節 支援体制の整備（第三十一条—第四十七条）	経営革新（第十四条—第十五条）
第五節 雜則（第四十八条）	経営力向上（第十六条—第二十一条）
第四章 中小企業の先端設備等導入	支援措置（第二十二条—第三十条）
第一節 先端設備等導入（第四十九条—第五十三条）	支援体制の整備（第三十一条—第四十七条）
第二節 支援措置（第五十四条）	経営革新（第十四条・第十五条）
第五章 中小企業の事業継続力強化	経営力向上（第十六条—第二十一条）
第一節 事業継続力強化（第五十五条—第五十九条）	支援措置（第二十二条—第三十条）
第二節 支援措置（第六十条—第六十四条の二）	経営革新（第十四条・第十五条）
第三節 雜則（第六十五条・第六十六条）	経営革新（第十四条・第十五条）
第六章 雜則（第六十七条—第七十五条）	経営革新（第十四条・第十五条）
第七章 罰則（第七十六条）	経営革新（第十四条・第十五条）
附則	経営革新（第十四条・第十五条）
第一章 総則	経営革新（第十四条・第十五条）

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合

八 協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

二 一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

三 資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社その他政令で定める法人（第一号に掲げる者を除く。）

四 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前号に掲げる者を除く。）

三号に掲げる者を除く。）

この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人

二 設立の日以後の期間が五年未満の会社

三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社（第一号に掲げる者を除く。）

四 中小企業者等であつて事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であるもののうち、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第一条第二項に規定するプログラムをいう。第十四項及び第十七条第三項において同じ。）の開発その他の情報処理（同法第二条第一項に規定する情報処理をいう。第四十三条第一項及び第二項において同じ。）に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務として経済産業省令で定める業務に従事する常時使用する従業員の数の常時使用する従業員の総数に対する割合が経済産業省令で定める割合を超えるもの（第一号に掲げる者を除く。）

五 中小企業者等であつて、事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人（前号に掲げる者を除く。）

六 中小企業者等であつて、設立の日以後の期間が五年未満の会社（第一号に掲げる者を除く。）

七 協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

- 八 一般社団法人であつて前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

- 二、常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他の政令で定める法人及び個人（前号に掲げる者を除く。）

この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新任務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、任務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。

この法律において「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対し行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であつて、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下同じ。）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を行ふことをいう。

この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は任務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一、吸收合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸收合併存続会社及び同項第一号に規定する吸收合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該吸收合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三、吸收分割（会社法第七百五十七条に規定する吸收分割会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸收分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該吸收分割会社となり、当該吸收分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四、新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五、株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全子会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全子会社となり、当該株式交換完全子会社と特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全子会社と特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全子会社の全部を当該株式交換完全子会社と譲り受けること。

六、株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

七、事業又は資産の譲受け（特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受けの場合に限る。）

八、他の特定事業者等の株式又は持分の取得（特定事業者等による当該取得によつて当該他の特定事業者等が当該特定事業者等の関係事業者（他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。）となる場合に限る。）

第三条 主务

- 第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ 新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

（1）新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

（2）新規中小企業の事業活動の促進に当たつて配慮すべき事項

ロ 口 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

（1）社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

（2）社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

二 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する次に掲げる事項

イ 経営革新に関する次に掲げる事項

（1）経営革新の内容に関する事項

（2）経営革新の実施方法に関する事項

（3）海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

(4) 技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項	口 経営力向上に関する次に掲げる事項
海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他の経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項	口 経営力向上の内容に関する事項
事業再編投資の実施方法に関する事項	口 事業再編投資の実施方法に関する事項
事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項	口 事業再編投資の促進に当たって配慮すべき事項
ハ 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備に関する事項	ハ 経営革新及び経営力向上の支援業務（第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
ハ 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項	ハ 経営革新等支援業務（第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
ハ 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	ハ 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項
ハ 事業分野別経営力向上推進業務（第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項	ハ 事業分野別経営力向上推進業務（第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
ハ 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項	ハ 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項
ハ 情報処理支援業務（第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項	ハ 情報処理支援業務（第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項
イ 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	イ 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項
イ 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項	イ 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項
イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項	イ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項
イ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項	イ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
四 イ 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項	四 イ 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項
イ 自然災害等が発生した場合における対応手順	イ 自然災害等が発生した場合における対応手順
イ 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置	イ 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置
イ 事業活動を継続するための資金の調達手段	イ 事業活動を継続するための資金の調達手段
イ 事業者（下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第二百四十五号）第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。）、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力	イ 事業者（下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第二百四十五号）第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。）、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
イ 事業継続力強化の実効性を確保するための取組	イ 事業継続力強化の実効性を確保するための取組
イ 口 から（5）までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組	口 から（5）までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組
口 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する次に掲げる事項	口 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する次に掲げる事項
一 連携事業継続力強化における連携の態様	一 連携事業継続力強化における連携の態様

(3) (2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置	3 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力
(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組	4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第二章 新たに設立された企業の事業活動の促進	第二章 新たに設立された企業の事業活動の促進
第一節 新規中小企業の事業活動の促進	第一節 新規中小企業の事業活動の促進
第五条 中小企業投資育成株式会社法の特例	第五条 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）第五条各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
一 新規中小企業者が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有	一 新規中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
二 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。	二 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
第六条 診断及び指導	第六条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行なうことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。
第七条 特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。	第七条 特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。
第八条 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定	第八条 社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。
2 社外高度人材活用新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2 社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

二 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企	二 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内 容及びその活用の態様	四 当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者 等の新株予約権を与える場合にあつては、当該報酬の内容	五 社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するため必要な資金の額及びその調達方法	三 社外高度人材活用新事業分野開拓において、当該申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。	二 当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が著しく開 拓され、又は当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方 式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が 著しく開拓されるものであること。	三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が社外高度人材活用新事業分野開拓を確実に遂行す るために適切なものであること。	四 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。	五 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等）	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等）	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等）	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等）	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更等）
第九条 前条第一項の認定を受けた新規中小企業者等（第十二条及び第十三条において「認定新規 中小企業者等」という。）は、当該認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。	第十一条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」とい う。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについては、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」とする。	第十一条 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に 係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあ るのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」とする。	第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う社外高度人材活用新事業分野開拓促進業務	第十三条 認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に從つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材が、当該社外高度人材活用新事業分野開拓を行つて認定新規中小企
二項	二項	二項	二項	二項
当該債務者	当該債務者	当該債務者	当該債務者	当該債務者
二項	二項	二項	二項	二項

業者等（会社であつて資本金の額その他の事項について主務省令で定める要件に該当するものに限る。）から當該計画に従つて与えられた新株予約権の行使により當該認定新規中小企業者等の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る經濟的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上

第一節 経営革新（経営革新計画の承認）

第十四条 特定事業者は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（特定事業者が第二条第五項第五号から第七号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあっては当該特定事業者がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、特定事業者が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、特定事業者がその外国関係法人等（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。））であつて、特定事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める關係を持つものをいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該特定事業者が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、特定事業者が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営革新の目標
二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
三 経営革新の内容及び実施時期

四 経営革新を実施するため必要な資金の額及びその調達方法
五 特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 行政庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めたときは、その承認をするものとする。
一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。
三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

（経営革新計画の変更等）

第十五条 前条第一項の承認を受けた特定事業者は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならぬ。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。）に従つて経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消しができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

第二節 経営力向上

（事業分野別指針）

第十六条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、特定事業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ロ及びハ（4）から（6）までに掲げる事項に関し、当該事業分野における経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（経営力向上計画の認定）

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十七条 特定事業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（特定事業者等が第二条第五項第五号から第七号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第六項第二号の政令で定める法人（以下この項において単に「法人」という。）を設立しようとする場合にあっては当該特定事業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共に行う経営力向上に関するものを、特定事業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社又は法人（合併後存続する会社又は法人を含む。）が行う経営力向上に関するものを、特定事業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共に行う経営力向上に関する場合にあっては当該特定事業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、特定事業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあっては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営力向上の目標
二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
三 経営力向上の内容及び実施時期（事業承継等を行う場合にあっては、その実施時期を含む。）
四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

5 経営力向上設備等の種類
一 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

2 経営力向上設備等の種類に掲げる事項として、次に掲げる事項を記載することができる。

一 特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であつて、それにに基づく地位を被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等特定事業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項
二 特定事業者等が事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査（次条第二項及び第二十二条第一項において「事業承継等事前調査」という。）に関する事項
三 経営力向上計画には、第二項第四号に掲げる事項として、特定事業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができ

- 6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らして適切なものであること。
- 二 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。）に照らして適切なものであること。
- 四 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行つた者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。
- 五 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第七項の同意をするかどうかを判断するものとする。
- 六 前三項に定めるもののほか、第七項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。
- 七 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた特定事業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しうとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。
- 八 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行つた者に対して、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。
- 九 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第七項の同意をするかどうかを判断するものとする。
- 十 前三項に定めるもののほか、第七項の同意に関し必要な事項は、政令で定める。
- （経営力向上計画の変更等）
- 第十八条 前条第一項の認定を受けた特定事業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しうとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。
- 二 主務大臣は、前条第一項の認定に係る経営力向上計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営力向上計画」という。）に従つて経営力向上に係る事業（認定経営力向上計画に前条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合は、事業承継等事前調査を含む。）を行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 三 主務大臣は、認定経営力向上計画に従つて事業承継等が行われる前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得るものとする。
- 一 前条第七項の規定による同意を得てした同条第一項の認定に係る経営力向上計画の変更
- 二 新たに特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁を除く。）
- 三 全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。）
- 四 前条第六項の規定は第一項の認定について、同条第八項から第十項までの規定は前項の同意について、それぞれ準用する。
- （協力の要請）
- 第十九条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第三十九条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- （事業再編投資計画の認定）
- 第二十条 事業再編投資を行おうとする投資事業有限責任組合は、事業再編投資に関する計画（以下この条及び次条において「事業再編投資計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その事業再編投資計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 二 事業再編投資計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 事業再編投資の内容及び実施時期
- 二 事業再編投資を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

第三条第一項 （中小企業信用保険法の特例）		第三条第一項 （中小企業信用保険法の特例）	
第二十二条 承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）又は認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（当該認定経営力向上計画に第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合において同じ。）を行つ特定事業者（第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同項第一号に規定する特定事業を行つものであつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証について、承認経営革新事業に必要な資金に係る事業承継等事前調査を含む。）を行つたものについて同じ。）を受けたものについては、当該特定事業者を同法第一条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものといふ。以下この条において同じ。）を受けたものについては、当該特定事業者を同法第一条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七、第三条の八及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七及び第三条の八中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた特定事業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定（前項の規定により適用される場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		第二十二条 承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）又は認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（当該認定経営力向上計画に第十七条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合において同じ。）を行つ特定事業者（第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同項第一号に規定する特定事業を行つものであつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証について、承認経営革新事業に必要な資金に係る事業承継等事前調査を含む。）を行つたものについて同じ。）を受けたものについては、当該特定事業者を同法第一条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものといふ。以下この条において同じ。）を受けたものについては、当該特定事業者を同法第一条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七、第三条の八及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条から第三条の三まで、第三条の七及び第三条の八中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた特定事業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定（前項の規定により適用される場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	
3 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた特定事業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定（第一項の規定により適用される場合を含む。第七項において同じ。）の適用については、同条第一項中「三億円」とあるのは（三億円（中小企業等経営強化法第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業に必要な資金（以下		3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業再編投資計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	
一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。		一 前項第一号に掲げる事項が事業再編投資組合（以下「認定事業再編投資組合」といいう。）は、当該認定に係る事業再編投資計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めたところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。	
二 前項各号に掲げる事項が事業再編投資を確実に遂行するため適切なものであること。		二 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業再編投資計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編投資計画」という。）に従つて事業再編投資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	

第二十四条

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十

七号）第十一條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行うため該外国関係法人等に対しても、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うため必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

二 特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合において、当該外国関係法人等が海外において認定経営革新事業を行うため必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。

三 特定事業者（当該特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合において承認経営革新事業を行うため必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行っている場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において承認経営革新事業を行うため必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるもの）を含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）を行うこと。

四 特定事業者（当該特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合においては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

五 株式会社日本政策金融公庫法の適用について、同法第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一前項第一号及び第二号の規定により外国関係法人等に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一前項第三号及び第四号の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一條第一項第二号の規定による同法別表第一第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第十九条第一項

第十九条第一項

第十九条第一項第一号

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)

第二十六条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第

十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)

一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（次号において「食品等製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を実施する食品等製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前項の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げ中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

三 前二号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法（平成十一

前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法（平成十八号）第二十六条第一項第一号に掲げる業務

六条第一項第一号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十四

条第一項各号に掲げる業務

第十七条各号に掲げる業務

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十四

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十六

第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等絏営強化法第二十四

(被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第二十九条 認定経営力向上計画（事業承継等（第一条第十項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。）に係る事項の記載があるものに限る。）に記載された被承継等特定事業者等であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「被承継会社」という。）は、これら

当該認定経営力向上計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該被承継会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受けた者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該被承継会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該被承継会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（中小企業基盤整備機構の行う助言業務等）

第三十条 中小企業基盤整備機構は、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行つ特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に關し必要な助言を行う。

2 中小企業基盤整備機構は、特例経営力向上関連保証を受けようとする特定事業者に対して資金の貸付けを行おうとする金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。）の依頼に応じて、当該保証に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（認定経営革新等支援機関）

第四節 支援体制の整備

第三十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行ふ者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行ふ者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に關し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容

ロ 経営革新等支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（欠格条項）

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により経営革新等支援業務を適正に行うことができない者として主務省令で定められたもの

四 破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

五 第三十六条の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（認定の更新）

第三十三条 第三十一条第一項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十一条第一項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。（廃止の届出）

第三十四条 認定経営革新等支援機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第三十五条 主務大臣は、基本方針に照らし認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

（認定の取消し）

第三十六条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第三十一条第一項の認定又は第三十三条第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十七条 第三十一条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財團法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第二条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第二十七条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

（中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務）

第三十八条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に關し必要な協力の業務を行う。

- (認定事業分野別経営力向上推進機関)
- 第三十九条** 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、事業分野別指針が定められた事業分野において、次項に規定する業務（以下「事業分野別経営力向上推進業務」という。）を行う者であつて、事業分野別指針に適合すると認められるものを、その申請により、事業分野ごとに、事業分野別経営力向上推進業務を行う者として認定することができる。
- 2 前項の認定を受けた者（以下「認定事業分野別経営力向上推進機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修を行うこと。
- 二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 事業分野別経営力向上推進業務に関する次に掲げる事項
- イ 事業分野別経営力向上推進業務の内容
- ロ 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 4 認定事業分野別経営力向上推進機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- （中小企業基盤整備機構の行う認定事業分野別経営力向上推進機関協力業務）
- 第四十条** 中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他事業分野別経営力向上推進業務の実施に必要な協力の業務を行う。
- （認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助）
- 第四十一条** 政府は、経営力向上を行おうとする特定事業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関（第三十九条第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行いう場合に限る。）に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。
- （認定情報処理支援機関）
- 第四十二条** 第三十二条から第三十六条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第三十二条第三号及び第三十五条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、同号及び第三十四条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第三十三条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第三十四条から第三十六条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。
- 第五節 雜則
- （研究開発の推進）
- 第四十七条** 第三十二条から第三十六条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第三十二条第三号及び第三十五条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、同号及び第三十四条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第三十三条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第三十四条から第三十六条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

- 第四十八条** 国は、中小企業等の技術に関する研究開発による経営強化を図るために、中小企業等と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとす。
- 2 前項の認定を受けた者（以下「認定情報処理支援機関」という。）は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業等に対する情報処理を行う方法（サイバーセキュリティ（サイバーを含む。））、方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行う者として認定することができる。
- （導入促進基本計画）
- 第四十九条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画（以下「導入促進基本計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるとところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 情報処理支援業務に関する次に掲げる事項
- イ 情報処理支援業務の内容
- ロ 情報処理支援業務の実施体制
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- （中小企業信用保険法の特例）
- 第四十四条** 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は一般財團法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の二以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下「この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第四十四条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。
- （独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）
- 第四十五条** 独立行政法人情報処理推進機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。
- （中小企業基盤整備機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）
- 第四十六条** 中小企業基盤整備機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理支援業務の実施に必要な協力の業務を行う。
- （中小企業基盤整備機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）
- 第四十七条** 第三十二条から第三十六条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第三十二条第三号及び第三十五条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、同号及び第三十四条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第三十三条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第三十四条から第三十六条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

- 二 先端設備等の導入の促進の目標

三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

四 計画期間

五 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画(前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。)に従つて先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言を行ふものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあつては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先端設備等の種類及び導入時期

二 先端設備等導入の内容

三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

第一節 事業繼續力強化

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第五十五条 経済産業大臣は、事業継続力強化計画（次条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。）又は基幹事業運営規則（第二百二十二条第一項に規定する基幹事業運営規則をいう。）を

いう。」反て連携事業綱力強化計画を「この計画の作成のための指針（以下この条において「事業綱力強化計画」）とす。」を定めるものとする。

2 経済産業大臣は、中小企業者の事業継続力強化に対する取組の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業継続力強化計画作成指針を変更するものとする。

3 経済産業大臣は、事業継続力強化計画作成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。ただし、経済産業省令で定める軽微な変

更については、この限りでない。

く、これを公表しなければならない。

2 事業継続力強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項 イ 自然災害等が発生した場合における対応手順

□ 事業継続力強化設備等(事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう。第五十八条第二項第三号□において同じ。)の種類

ハ損害保険契約の締結その他の事業活動を継続するための資金の調達手段に関する
事項

二、事業組織力・専門性の育成に向けた地方公的団体による協力、中央会社その他の公的団体による協力、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者が、(以下この号において「商銀協企金融機関」又は「商銀協企」)が開催する場合によれば、該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容。

本必要な組織の整備、訓練の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組に関する事項

ト
へ
イから本までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組に関する事項
その他経済産業省令で定める事項

四三 事業継続力強化の実施期間 事業継続力強化のために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業繼續力強化計画が次条の各号の一又は二又は三号にも適合するものと認めることは、適宜認定するものとする。

二 前項第一号から第四号までに掲げる事項が事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること。

第五十七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更
（事業継続力強化計画の変更等）

2 しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化計画」という。）に従つて事業継続力強化が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)
第六十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業競争力強化関連保証

（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第二項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業継続力強化（認定事業継続力強化計画）に従つて行われる事業継続力強化

第五十八条 複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行おうとする場合にあっては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う連携事業継続力強化に関するものを含む。以下この条及び次条において「連携事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に提出して、その連携事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

をいう。以下同じ。)に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項

保険価額の中小企業等経営強化法第六十条第一項に規定する事業継続力強化

第三条の二第一項保険価額の連携事業継続力強化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額と及び第三条の三第合計額が

その他の保険関係の保険価額の合計額と

二項

一項

二項

三項

四項

五項

六項

七項

八項

九項

十項

十一項

十二項

十三項

十四項

十五項

十六項

十七項

十八項

十九項

二十項

二十一項

二十二項

二十三項

二十四項

二十五項

二十六項

二十七項

二十八項

二十九項

三十項

三十一項

三十二項

三十三項

三十四項

三十五項

三十六項

三十七項

三十八項

三十九項

四十項

四十一項

四十二項

四十三項

四十四項

四十五項

四十六項

四十七項

四十八項

四十九項

五十項

五十一項

五十二項

五十三項

五十四項

五十五項

五十六項

五十七項

五十八項

五十九項

六十項

六十一項

六十二項

六十三項

六十四項

六十五項

六十六項

六十七項

六十八項

六十九項

七十項

七十一項

七十二項

七十三項

七十四項

七十五項

七十六項

七十七項

七十八項

七十九項

八十項

八十一項

八十二項

八十三項

八十四項

八十五項

八十六項

八十七項

八十八項

八十九項

九十項

九十一項

九十二項

九十三項

九十四項

九十五項

九十六項

九十七項

九十八項

九十九項

一百項

一百一項

一百二項

一百三項

一百四項

一百五項

一百六項

一百七項

一百八項

一百九項

一百十項

一百十一項

一百十二項

一百十三項

一百十四項

一百十五項

一百十六項

一百十七項

一百十八項

一百十九項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

一百八十項

一百九十項

一百二十項

一百三十項

一百四十項

一百五十項

一百六十項

一百七十項

</div

4	主務大臣は、認定経営革新等支援機関又は認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、経済産業大臣は、認定情報処理支援機関に対し、それぞれ、経営革新等支援業務若しくは事業分野別経営力向上推進業務又は情報処理支援業務の実施状況について報告を求めることができる。
5	経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることがある。
6	特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることがある。
7	経済産業大臣は、認定事業継続力強化を行う者又は認定連携事業継続力強化を行う者に対し、認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施状況について報告を求めることがある。
8	第七十二条第一項、第九条第一項及び第十三条における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。
9	第十六条第四項ただし書における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。
10	第二条第十項第八号、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十七条第三項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。
11	第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十二条第三号、第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三项並びに同号並びに第三十四条における主務省令は、第五項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。
12	第三十九条第一項、第三項及び第四項、第四十二条において読み替えて準用する第三十二条第三号、第四十二条において準用する第三十三条第二項において準用する第三十一条第一項及び第三项並びに同号並びに第四十二条において準用する第三十四条における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。
13	内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
14	内閣総理大臣は、この法律による権限（こども家庭庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。
15	（都道府県が処理する事務）
16	第七十四条 この法律に規定する経済産業大臣の権限により、都道府県知事が行うこととができる。
17	第七十五条 この法律による行政庁（都道府県の知事を除く。）、経済産業大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。
18	第七十六条 第七十二条（第五項を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、三十万円以下の罰金に処する。
19	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
20	（施行期日）
21	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
22	（中小企業近代化促進法等の廃止）
23	第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
24	一 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(旧法の規定による承認を受けた経営革新計画)

第二条 この法律による改正前の中小企業経営革新支援法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画（旧法第五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）は、この法律による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定により行政庁の承認を受けた経営革新計画とみなす。

(旧法の規定による承認を受けた経営基盤強化計画)

第三条 旧法第十条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた経営基盤強化計画（旧法第十一條第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）は、新法第十六条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた経営基盤強化計画とみなす。

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法の廃止)

第四条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）
- 二 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条第四項及び第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則)

(平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(附 則)

(平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(附 則)

(平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則)

(平成一九年六月一一日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則)

(平成一九年六月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則)

(平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

(附 則)

(平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略
七 第八条中租税特別措置法第十条の四第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定、同法第四十二条の七第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定及び同法第六十八条の十二第二項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定及び同法第六十八条の十二第二項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定並びに附則第三十五条、第五十八条、第七十七条第一項及び第二項並びに第百九条の規定 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第一百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則)

(平成二三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）の公布の日から施行する。

(附 則)

(平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(附 則)

(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(附 則)

(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(附 則)

(平成二三年十一月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則)

(平成二三年十一月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則)

(平成二三年十一月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則)

(平成二三年十一月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附 則)

(平成二三年十一月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における)の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一)の法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）
第百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第一一九号）抄

第一条 この法律は、^(施行期日)公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一略

附則第二十一条の規定公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四十四号)の施行の日のいずれか

遅い日
附則（平成二四年六月二七日法律第四四号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

（経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新規事業促進法」という。）第十三条第二項、第十五条及び第十六条の規定は、この

法律の施行後に新事業促進法第九条第一項の承認（新事業促進法第十条第一項の変更の承認を含む。）を受けた新事業促進法第九条第一項に規定する経営革新計画に従つて行われる新事業を含む。

事業促進法第二条第六項に規定する経営革新のための事業について適用する。
新規事業足並行第十三条第五項、第十五条规定及び第十六条の規定は、この法律の施行後この新規事業

業促進法第十一條の認定（新事業事業促進法第十二条第一項の変更の認定の扱いも含む。）を受けた所新事業足並みで第十一條第一項に規定する異分野連携所新事業分担開拓計画に從つて行つる新

新事業促進法第二条第八項に規定する異分野連携新事業分野開拓に係る事業について適用する。
(新規)
(新規)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘定し、必要があるに認らるときは、当該規定につて、付資と同様、その結果に応じて必要な

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。つまり、「(二月二十日)去難きヨーロッパ」少

附 貝 (平成二五年六月二二日法律第五七号) 挑
(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 一
略 第三条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第九条、次条並びに附則第三条、第八

第三十一条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十七年三月三十一日

「第百一十九条第一項の規定に付する改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定、同法第六十八条の五十九に見出しを付する改正規定、同法第六十八条の五十九に見出しを含む。」の改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定、同法第六十八条の六十七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く）、同法第六十八条の六十八の改正規定（同条第十項に係る部分を除く）、同法第六十八条の六十九第一項の改正規定、同法第六十八条の百第一項の改正規定、同法第六十八条の百八第一項の改正規定並びに同法第八十条第一項の改正規定並びに附則第四十五条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十五条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第六十四条から第六十六条まで、第六十九条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条、第九十八条及び第一百条から第一百二条までの規定

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条の規定の適用を受けた同法第三十条第一項の認定中核的支援機関であつて旧貸与機関の地位を兼ねるものにおけるその出資金額又は拠出された金額に係る要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一月一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定

(施行期日)

(平成二六年四月一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下この条において「旧新事業促進法」という。)第十六条第一項(次条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により

この法律による改正前の貿易保険法第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下この条並びに附則第九条及び第十一条において「旧海外事業資金貸付」という。)とみなされた旧新事業促進法第十六条第一項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付又は同条第三項の規定により旧海外事業資金貸付とみなされた同項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について引き受けた海外事業資金貸付保険及びこの法律の施行前に成立したその海外事業資金貸付保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定

(施行期日)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二七年五月二七日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。)、第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条まで

の規定

(施行期日)

二 及び三 略

第十三条 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第九条(地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)別表第一租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第一号の改正規定に限る。)の規定

(施行期日)

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これをこの法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年四月二二日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を

(経過措置)
第二条

この法律の施行前にこの法律による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十七条第一項の規定によりされた認定若しくは旧法第十八条の規定によりされた命令又はこの法律の施行の際際に旧法第十七条第三項の規定によりされている認定の申請は、それぞれこの法律による改正後の中小企業等経営強化法（以下この条において「新法」という。）第二十一条第一項の規定によりされた認定若しくは新法第二十二条の規定によりされた命令又は新法第二十二条第三項の規定によりされている認定の申請とみなす。

（サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十三条 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年五月二三日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の規定 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中小企業等経営強化法の一報改正に伴う経過措置）

第十四条 第三条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第十三条第一項の認定（旧中小強化法第十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けるものとされる。第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（次項及び第三項において「新中小強化法」という。）第十三条第一項の認定を受けた経営力向上計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧中小強化法第二十一条第一項の認定を受けている者の当該認定に係る施行後最初の更新については、新中小強化法第十八条第一項中「五年」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から起算して五年を超える日までの間ににおいて政令で定める期間を経過する日まで」とする。

3 この法律の施行の際現に旧中小強化法第二十一条第一項又は第二十六条第一項の認定を受けている者に対する新中小強化法第三十一条（新中小強化法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。）を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一 略

二 附則第二十条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号
(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九条 施行日が産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日前である場合には、附則第二十条中「第二十二条の」とあるのは「第二十条の」と、「第二十二条第一項第一号」とあるのは「第二十条第一項各号」と、「第二十二条第一項第一号」と、「第二十二条第一項各号」と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、前条第二号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。

2 前項の場合において、産業競争力強化法等の一部を改正する法律第三条のうち中小企業等経営強化法第二十条第二項の表第十三条第一項の項及び第十四条第一項の項の改正規定中「第十三条第一項の項及び第十四条第一項の項」とあるのは「第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項」と、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号の項の改正規定中「第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項」と、同表第十九条及び第二十条第一項第一号の項の項」とあるのは「第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第一号の項」と、同表第二十条第一項第四号の項、第二十一条第一号の項、第二十三条第一号の項及び第二十三条第一号の項」とあるのは「第二十三条第一号の項、第二十一條第一号の項及び第二十三条第一号の項の改正規定中「第二十二条第一項第四号の項、第二十三条第一号の項及び第二十三条第一号の項」とあるのは「第二十二

三十二条第二号の項及び第三十二条第三号の項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則第七条の規定 公布の日）

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 略

四 第四条中中小企業等経営強化法第二十四条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三条の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四項の次に一項を加える改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）による改正前の中小企業等経営強化法（次条第一項及び附則第九条第一項において「旧中小強化法」という。）第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係については、第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十四条第一項の承認（旧中小強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。）を受けている旧中小強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画は、第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（以下この条及び次条において「新中小強化法」という。）第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画とみなす。

2 中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者（新中小強化法第二条第五項に規定する特定事業者（以下この項において「特定事業者」という。）に該当するものを除く。）については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者とみなして、新中小強化法の経営革新（中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者がした新中小強化法第十四条第一項の承認の申請であつて、特定日においてその承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けている同項に規定する経営革新計画（第二項に規定する中小企業者に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画についての計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）の特例、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）及び沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十七条第一項の認定（旧中小強化法第十八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている旧中小強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画は、新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

2 新中小強化法第二条第二項に規定する中小企業者等（同条第六項に規定する特定事業者等（以下この項において「特定事業者等」という。）に該当するものを除く。）については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者等とみなして、新中小強化法の経営力向上（同条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。）に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者がした新中小強化法第十七条第一項の認定の申請であつて、特定日ににおいてその認定をするかかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画については、新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号）の特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

5 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び第三項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画に従つて行われる経営力向上については、新中小強化法第二十五条第一項の規定は、特定日の翌日以後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国（機関）がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされてる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国（機関）に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国（機関）に對してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、上記画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお従前の

この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

附則 (令和五年六月一六日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。